



Your Partner in Retail Solutions

第48回 定時株主総会

招集ご通知

開催日時 2025年6月24日（火曜日）午前10時
（受付開始：午前9時）

開催場所 千葉県千葉市中央区新千葉一丁目1番1号
ペリエ千葉7階 ペリエホール Room B
*会場が前回と異なっておりますので、末尾の「定時株主総会会場ご案内図」
をご参照のうえ、お間違いないようお願い申し上げます。

決議事項 第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 監査役2名選任の件

目 次

第48回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
事業報告	11
連結計算書類	29
計算書類	31
監査報告	33

株主総会にご出席いただけない場合

インターネットまたは書面（郵送）により議決権を行使ください
ますようお願い申し上げます。

議決権行使期限：2025年6月23日（月曜日）午後6時まで

株 主 各 位

証券コード 4659
2025年6月4日

千葉県千葉市花見川区幕張町四丁目544番4

株式会社エイジス

代表取締役社長 **福田 久也**

第48回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第48回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の各ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

<https://www.ajis.jp/ir/information/meeting/>

（上記ウェブサイトへアクセスいただき、「株主総会」のページから、ご確認ください。）



株主総会資料 掲載ウェブサイト

<https://d.sokai.jp/4659/teiiji/>



東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「エイジス」または「コード」に当社証券コード「4659」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）



なお、当日ご出席されない場合は、インターネットまたは書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

[インターネットによる議決権行使の場合]

当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufig.jp/>）において、賛否をご入力の上、2025年6月23日（月曜日）午後6時までに議決権をご行使ください。

[書面（郵送）による議決権行使の場合]

議決権行使書用紙に賛否をご表示の上、2025年6月23日（月曜日）午後6時までに到着するようご送付ください。

敬 具

記

1 日 時	2025年6月24日（火曜日）午前10時（受付開始：午前9時）		
2 場 所	千葉県千葉市中央区新千葉一丁目1番1号 ペリエ千葉7階「ペリエホール Room B」 (会場が前回と異なっておりますので、末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違いのないようお願い申し上げます。)		
3 目的事項	報告事項	1. 第48期（2024年4月1日から2025年3月31日まで） 事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第48期（2024年4月1日から2025年3月31日まで） 計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 監査役2名選任の件	
4 議決権行使についてのご案内	3頁に記載の「議決権行使についてのご案内」をご参照ください。		

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、1頁に記載のインターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前および修正後の事項を掲載させていただきます。
 - 書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令および当社定款第14条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。
 - ①事業報告の「業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況」
 - ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」
 - ③連結計算書類の「連結注記表」
 - ④計算書類の「株主資本等変動計算書」
 - ⑤計算書類の「個別注記表」
- 従いまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類および計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査した対象書類の一部であります。
- なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面をお送りいたします。



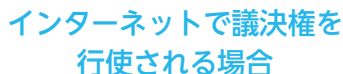
株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2025年6月24日（火曜日）
午前10時（受付開始:午前9時）



次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2025年6月23日（月曜日）
午後6時入力完了分まで



議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2025年6月23日（月曜日）
午後6時到着分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

▶こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1、2号議案

- 賛成の場合 >> **「賛」** の欄に○印
- 反対する場合 >> **「否」** の欄に○印

第3号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

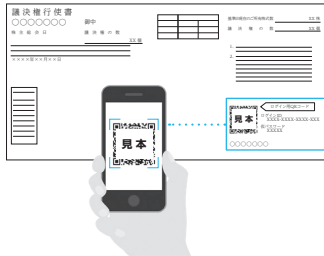
- ・インターネットおよび書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- ・書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

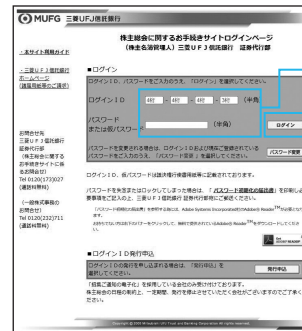
- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使サイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使サイトにアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料／受付時間 9:00～21:00)

株主総会参考書類

第1号議案

剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、業績が堅調に推移し前期を上回る増益を達成できたこと、ならびに今後の事業展開等を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

配当財産の種類

金銭

配当財産の割当てに関する事項

当社普通株式1株につき金 **95円**（前期末配当より10円増配）

およびその総額

配当総額 **801,207,580円**

剰余金の配当が効力を生じる日

2025年6月25日

<ご参考>

配当方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を行うことを経営の最重要課題の一つとして位置付けており、更なる経営基盤の強化および積極的な事業展開のための内部留保を図りつつ、配当性向等も勘案しながら安定的な配当の維持に努めることを基本方針としております。

第2号議案

定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 本社ビルの売却に伴い、事業運営の柔軟性を高めるため、本店の所在地を「千葉県千葉市花見川区」から「千葉県千葉市」への変更を行うものであります。
- (2) 法令または定款に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役に関する規定を新設して補欠監査役の選任決議の有効期限を定めるとともに、補欠監査役が監査役に就任した場合の任期を明確にすることを目的として、所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
第1章 総則 (本店の所在地) 第3条 当社は、本店を<u>千葉県千葉市花見川区</u>に置く。 第5章 監査役および監査役会 (監査役の選任) 第33条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 (新 設) (新 設) (新 設)	第1章 総則 (本店の所在地) 第3条 当社は、本店を<u>千葉県千葉市</u>に置く。 第5章 監査役および監査役会 (監査役の選任) 第33条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 3 <u>当社は、会社法第329条第3項の規定により、法令または定款に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会の決議によって補欠監査役を選任することができる。</u> 4 <u>前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u> 5 <u>補欠監査役の選任決議の定足数は、第2項の規定を準用する。</u>

現行定款	変更案
(監査役の任期) 第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	(監査役の任期) 第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。<u>ただし、前条第3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。</u>

第3号議案

監査役2名選任の件

現任監査役西岡博之および監査役野間自子の両氏は、定款の定めにより本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏 名	当社における地位	
1	にし おか ひろ ゆき 西 岡 博 之	常勤監査役	再 任
2	の ま より こ 野 間 自 子	社外監査役	再 任 社 外 独 立

再 任 再任監査役候補者

社 外 社外監査役候補者

独 立 証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者番号

1

にし おか ひろ ゆき
西 岡 博 之 (1961年11月25日生)

所有する当社株式の数…………… 10,600株
監査役在任年数…………… 4年
取締役会出席状況…………… 17/17回
監査役会出席状況…………… 6/6回

【略歴、当社における地位】

1988年8月 当社入社
2005年4月 当社財務経理部長
2021年6月 当社常勤監査役（現任）

【重要な兼職の状況】

なし

監査役候補者とした理由

同氏は上記の経歴を有し、入社以来、主に当社のコーポレート部門の業務に長年従事し、豊富な経験を有しております。また、2021年6月より当社の監査役としての職責を果たしております。その豊富な経験と幅広い見識を有していることから、当社の監査を適切に行っていただけると期待し、引き続き監査役候補者いたしました。



再 任

候補者番号

2

の ま よ り こ
野間 自子 (1959年5月27日生)

所有する当社株式の数…………… ー
社外監査役在任年数…………… 4年
取締役会出席状況…………… 16/17回
監査役会出席状況…………… 6/6回



再任
社外
独立

【略歴、当社における地位】

1986年 4 月	弁護士登録 早川総合法律事務所入所	2021年 9 月	アクシスコンサルティング株式会社社外取締役(監査等委員) (現任)
1992年11月	さくら共同法律事務所入所	2022年10月	株式会社いよぎんホールディングス社外取締役(監査等委員) (現任)
1995年 1 月	大島総合法律事務所入所	2025年 5 月	松竹株式会社社外取締役 (現任)
1999年 2 月	三宅坂総合法律事務所パートナー (現任)		
2021年 6 月	当社社外監査役 (現任)		

【重要な兼職の状況】

三宅坂総合法律事務所パートナー
アクシスコンサルティング株式会社社外取締役(監査等委員)
株式会社いよぎんホールディングス社外取締役(監査等委員)
松竹株式会社社外取締役

社外監査役候補者とした理由

同氏は、弁護士としての専門知識・経験等を当社の監査体制の強化に活かしていただけると期待し、引き続き社外監査役候補者いたしました。
なお、同氏は直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外監査役としての職務を適切に遂行いただけると認識しております。

独立性に関する事項

同氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、当社は同氏を独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

責任限定契約に関する事項

当社は同氏との間で責任限定契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合、同氏との間の当該契約を継続する予定であります。その契約の内容の概要は、以下のとおりであります。
社外監査役は、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意であり且つ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項の定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担するものとする。

- (注) 1. 各監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 野間自子氏は社外監査役候補者であります。
3. 当社は保険会社との間で、監査役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役および監査役の損害賠償請求対象費用等を当該保険契約によって填補することとしております。各候補者が監査役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

〈ご参考〉 取締役および監査役の専門性と経験（スキル・マトリックス）

第3号議案が原案とおり可決されますと、当社の役員の有する主な知見や経験は、次のとおりとなります。

	氏 名	(社外)	企業経営	新規事業開発	法務・ リスクマネジメント	人事・ 労務・ 人材開発	IT・ 情報システム	営業・ マーケティング	財務・ 会計・ M&A	海外事業	ESG・ サステナビリティ
取締役	福田 久也		○				○		○	○	
	高橋 一人		○	○				○		○	
	山根 洋行		○		○	○	○	○	○	○	○
	原田 光幸		○		○	○			○		○
	鈴木 政士	○	○	○					○	○	
	赤津恵美子	○	○			○	○		○		
監査役	西岡 博之				○				○		
	野間 自子	○			○	○			○		
	池田 知行	○	○	○	○			○	○	○	○

以 上

事業報告 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

1 企業集団の現況

(1) 事業の経過およびその成果

① 全般的概況

当連結会計年度（2024年4月1日から2025年3月31日まで）におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善のもとで、景気は緩やかな回復基調で推移しました。一方で、物価上昇、通商政策などアメリカの政策動向、世界における紛争地区の動向等の影響により、日本経済の景気先行きは依然として不透明な状況にあります。

当社グループの主要顧客であります流通小売業界におきましても、所得環境の改善や商品単価の上昇、インバウンド需要の回復等による収益の押し上げ効果が見られたものの、業種・業態を超えた価格競争の激化、人件費やエネルギー資源価格の高止まりなどによる店舗運営コストの増加、生活防衛意識の高まりから慎重な個人消費が続くなど、業界を取り巻く環境は引き続き厳しさを増しております。

このような状況のもと、当社グループは「チェーンストアの発展と豊かな社会の実現に貢献する」という企業理念に基づき、株主をはじめとするステークホルダーの皆様、そして社会にとってより魅力的な企業であり続けるために、「サービスプロバイダーからソリューションプロバイダーへ」「メーカーと小売業と消費者をつなぐ唯一無二の存在へ」を実現し社会的価値を向上すべく、新たな中期経営計画「vision50」を策定し、これらを実現するために事業活動に取り組んでまいりました。

当連結会計年度の業績は、売上高33,960百万円（前期比13.2%増加）、営業利益3,032百万円（前期比20.2%増加）、経常利益3,134百万円（前期比19.6%増加）、親会社株主に帰属する当期純利益2,104百万円（前期比10.2%増加）となりました。

売上高	前連結会計年度比
33,960百万円	13.2%増加 

経常利益	前連結会計年度比
3,134百万円	19.6%増加 

営業利益	前連結会計年度比
3,032百万円	20.2%増加 

親会社株主に帰属する 当期純利益	前連結会計年度比
2,104百万円	10.2%増加 

当連結会計年度におけるセグメントの概況は、次のとおりであります。

なお、当連結会計年度より、中期経営計画「vision50」に基づき報告セグメントの区分を変更しており、以下の前期比較については、前期の数値を変更後のセグメント区分に組み替えた数値で比較しております。

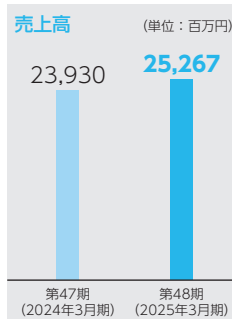
報告セグメント	当該セグメントに属する会社
リテイルサポート事業	株式会社エイジス エイジスマーチャンダイジングサービス株式会社
マーケティング事業	エイジスリサーチ・アンド・コンサルティング株式会社 株式会社mitoriz
国際事業	エイジスビジネスサポート株式会社 艾捷是（上海）商務服務有限公司 AJIS(MALAYSIA)SDN.BHD. 愛捷是（広州）商務服務有限公司 愛捷是（北京）商務服務有限公司 AJIS(HONGKONG) CO.,LIMITED AJIS(THAILAND) CO.,LIMITED AJIS(VIETNAM) CO.,LIMITED AJIS USA,INC. AJIS RETAIL SOLUTIONS SINGAPORE PTE.LTD.

② セグメントの概況

リテイルサポート 事業

売上高
25,267百万円
(前期比5.6%増加)

売上高は、国内棚卸サービスにおける1店舗あたりの売上単価の上昇および受注店舗数の増加に加え、主要顧客からの集中補充サービスの受注増加により、増収となりました。営業利益は、国内棚卸サービスおよび集中補充サービスならびに改装サービスにおける生産性向上施策などにより売上総利益が増加し、加えてサービス料金の改定などにより増益となりました。売上高は25,267百万円（前期比5.6%増加）、セグメント利益は2,765百万円（前期比17.5%増加）となりました。

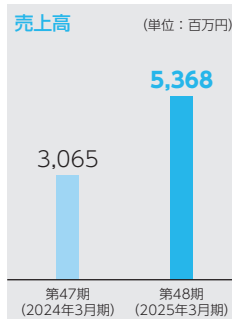


マーケティング 事業

売上高
5,368百万円
(前期比75.2%増加)

2023年10月に連結子会社となりました株式会社mitorizの業績を加えたことにより、セグメントの売上高、営業利益は増収増益となりました。なお、営業利益は、株式会社mitorizの企業結合に伴うのれん償却費などの増加による影響を含んでいます。

売上高は5,368百万円（前期比75.2%増加）、セグメント利益は104百万円（前期比14.3%増加）となりました。

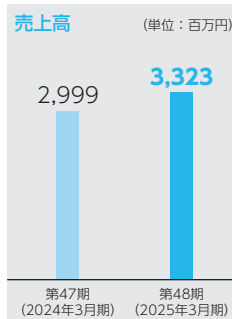


国際事業

売上高
3,323百万円
(前期比10.8%増加)

売上高は、既存顧客からの受注店舗数の増加、新規顧客の獲得などにより増収となりました。営業利益は、売上増加による稼働率の向上および各種コスト削減の効果により増益となりました。

売上高は3,323百万円（前期比10.8%増加）、セグメント利益は152百万円（前期比42.3%増加）となりました。



(2) 設備投資等の状況

当社グループでは、1,277百万円の設備投資（ソフトウェアおよびソフトウェア仮勘定への投資を含む）を実施しました。その主なものは、当社において基幹システム刷新関係に865百万円、機器関係に186百万円、棚卸業務のシステム関係に69百万円であります。

(3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(4) 事業の譲渡、合併等企業再編行為等

① 株式譲渡による連結子会社の異動について

イ. 当社は、2024年8月9日付で、連結子会社であった中国3社（艾捷是（上海）商務服務有限公司、愛捷是（広州）商務服務有限公司、愛捷是（北京）商務服務有限公司）の全株式をAJIS (HONG KONG) CO., LIMITEDへ譲渡し、3社はAJIS (HONG KONG) CO., LIMITEDの子会社となりました。

ロ. 当社は、2025年4月1日付で、連結子会社エイジスリサーチ・アンド・コンサルティング株式会社の全株式を株式会社mitorizに譲渡し、株式会社mitorizの子会社とすることを決定いたしました。

② 事業譲受について

当社は、2025年3月31日開催の取締役会において、パーソルマーケティング株式会社（東京都新宿区）が運営する棚卸事業、リテール事業、軽作業事業およびそれらに付随する事業を譲り受けることに関する契約の締結を決議いたしました。なお、事業譲受実行日は2025年9月1日（予定）となります。

(5) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く事業環境は、少子高齢化に伴う小売業界全体の市場規模縮小に加え、コスト削減意識の高まりに伴う業務の内製化、人手不足の高まりや賃上げによる人件費の増加など、厳しい状況が続くと予想されます。

このような環境において、当社グループでは「チェーンストアの発展と豊かな社会の実現に貢献する」という企業理念のもと、株主をはじめとするステークホルダーの皆様、そして社会にとってより魅力的な企業であり続けるために、「サービスプロバイダーからソリューションプロバイダーへ」「メーカーと小売業と消費者をつなぐ唯一無二の存在へ」を実現し社会的価値を向上すべく、中期経営計画「vision50」に基づき、これらを実現するために事業活動に取り組んでまいります。

2026年3月期の重点施策と主な取り組みは、次のとおりであります。

① 「事業転換を実現するために新たなシナジーを創出する」

サービス価格改定やオペレーション条件変更提案により収益の柱であるリテイルサポート事業の収益性を改善するとともに、当社グループの顧客資産を活かしたアップセルの推進や、高品質で高付加価値なサービスの提供を通じて、お客様とのパートナーシップの強化を図ってまいります。また経営組織をスリム化し、オペレーションおよび成長領域への経営資源を集中させることで、各事業の成長を実現してまいります。

② 「グループの柱となる新たな事業を創出する」

メーカーや小売業のニーズを満たす新たなサービスやソリューションを開発するため、外部資源の活用による仕組みづくり、中期経営計画に沿った機能を補完するためのM&Aなど、積極的な投資を実行してまいります。また、新サービスの発掘を目的とした流通関連サービスの調査・研究を進めるほか、創造性と挑戦力を生み出すためのダイバーシティの取り組みや、新たな事業の創出に向けたオープンイノベーションの取り組みなどを積極的に実行してまいります。

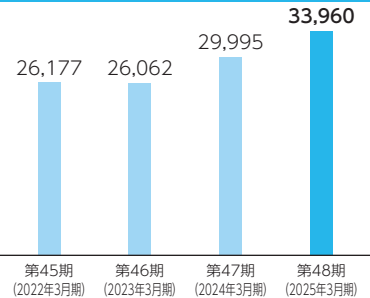
③ 「展開地域をアジアから世界へ拡大する」

進出地域および顧客固有のニーズを満たすソリューションサービスを開発し拡販するため、主要顧客との共同プロジェクトや提携の推進、Webを活用したマーケティングの強化をしてまいります。同時に、現地に即した高品質で低コストなオペレーションの構築による収益性の向上、展開地域の拡大に向けた海外展開戦略の実行などの取り組みを進めてまいります。

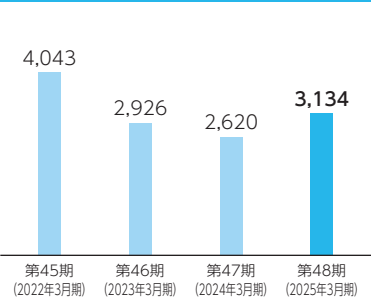
株主の皆様におかれましては、今後とも引き続きご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(6) 財産および損益の状況の推移

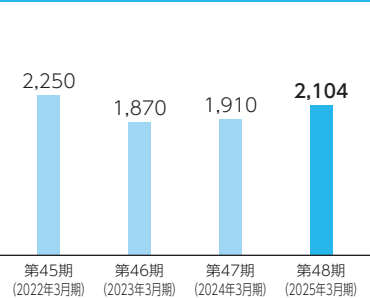
売上高 (単位：百万円)



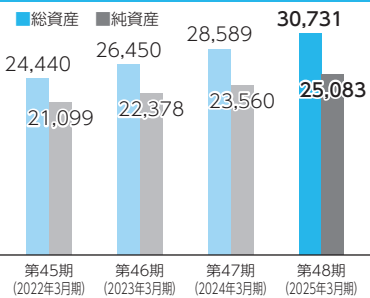
経常利益 (単位：百万円)



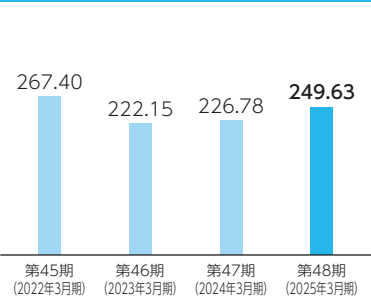
親会社株主に帰属する当期純利益 (単位：百万円)



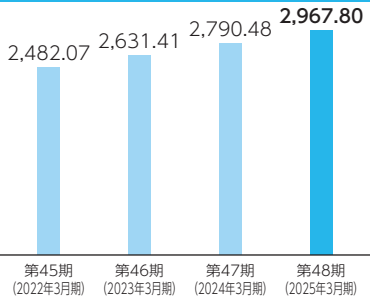
総資産/純資産 (単位：百万円)



1株当たり当期純利益 (単位：円)



1株当たり純資産額 (単位：円)



区 分	第45期 (2022年3月期)	第46期 (2023年3月期)	第47期 (2024年3月期)	第48期 (当連結会計年度) (2025年3月期)
売 上 高 (百万円)	26,177	26,062	29,995	33,960
経 常 利 益 (百万円)	4,043	2,926	2,620	3,134
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (百万円)	2,250	1,870	1,910	2,104
1株当たり当期純利益 (円)	267.40	222.15	226.78	249.63
総 資 産 (百万円)	24,440	26,450	28,589	30,731
純 資 産 (百万円)	21,099	22,378	23,560	25,083
1株当たり純資産額 (円)	2,482.07	2,631.41	2,790.48	2,967.80

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式数の控除後の期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

(7) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容等
エイジスマーチャンダイジングサービス株式会社	100,000千円	100.0%	マーチャンダイジングサービス
エイジスビジネスサポート株式会社	104,951千円	100.0%	実地棚卸サービス
エイジスリサーチ・アンド・コンサルティング株式会社	50,000千円	100.0%	リサーチサービス
艾捷是（上海）商務服務有限公司	200,000千円	※100.0%	実地棚卸サービス
AJIS (MALAYSIA) SDN. BHD.	100,000千円	100.0%	実地棚卸サービス
愛捷是（広州）商務服務有限公司	183,000千円	※100.0%	実地棚卸サービス
愛捷是（北京）商務服務有限公司	200,000千円	※100.0%	実地棚卸サービス
AJIS (HONG KONG) CO., LIMITED	170,951千円	100.0%	実地棚卸サービス
AJIS (THAILAND) CO., LIMITED	94,160千円	85.0%	実地棚卸サービス
AJIS (VIETNAM) CO., LIMITED	46,613千円	100.0%	実地棚卸サービス
AJIS USA, INC.	199,155千円	100.0%	マーチャンダイジングサービス
株式会社mitoriz	100,000千円	96.7%	リアルマーケティングソリューション
AJIS RETAIL SOLUTIONS SINGAPORE PTE.LTD.	166,455千円	100.0%	リアルマーケティングソリューション

- (注) 1. 上記の重要な子会社は当社の連結子会社であり、持分法適用関連会社はありません。
2. 当事業年度末日において特定完全子会社はありません。
3. ※の出資比率には、間接保有分を含んでおります。
4. 主要な増減につきましては、事業報告「1.(4)事業の譲渡、合併等企業再編行為等」に記載しております。

(8) 主要な事業内容 (2025年3月31日現在)

国内、海外における「リテイルサポート事業」を主力とし、その他「マーケティング事業」を行っております。

① リテイルサポート事業

主なサービスは、次のとおりであります。

イ. 棚卸

(ア) 店舗棚卸

利益管理・商品管理を目的として在庫金額・数量を確定するサービスです。

(イ) 資産棚卸

企業オフィス等の情報機器・設備・什器等の固定資産の有効活用と管理を目的として資産を実地調査し、データベースを構築するサービスです。

(ウ) その他

主なサービスは「災害備蓄品管理業務委託」で、避難所や備蓄品倉庫を定期的に訪問し、災害備蓄品の管理や保全、保守作業を代行することで、災害発生時に有効かつ円滑に使用できる状態に保つサービスです。

ロ. 集中補充

閉店後から翌日の開店までに、品切れのない売場作りを行うサービスです。

ハ. マーチャンダイジング

陳列什器の設置から商品陳列など、新規出店または店舗改装に関わる作業を実施するサービスです。

② マーケティング事業

主なサービスは、次のとおりであります。

イ. リアルマーケティングソリューション

ラウンダーから店頭調査、覆面調査、販促物制作・設置まで、店頭での売上を活性化させるための幅広いサポートを行うソリューションです。

ロ. 人材派遣

流通小売業周辺業務およびその他軽作業業務へ要員を派遣するサービスです。

ハ. リサーチ

店舗における従業員の接客サービスレベルとストアコンディションを覆面調査員が調査するサービスです。

(9) 主要な事業所 (2025年3月31日現在)

① 当社

本社	千葉県千葉市花見川区幕張町四丁目544番4
ディストリクトオフィス (DO)	北東北（盛岡市）、仙台（仙台市）、宇都宮（宇都宮市）、高崎（高崎市）、さいたま（さいたま市）、千葉（千葉市）、東京（東京都新宿区）、八王子（八王子市）、横浜（横浜市）、新潟（新潟市）、金沢（金沢市）、松本（松本市）、静岡（静岡市）、名古屋（名古屋市）、四日市（四日市市）、京都（京都市）、大阪（大阪市）、堺（堺市）、神戸（神戸市）、岡山（岡山市）

(注) ディストリクトオフィス (DO) とは、営業所のことであります。

② 主要な子会社の事業所

エイジスマーチャンダイジングサービス株式会社	本社	千葉県千葉市花見川区幕張町三丁目7727番1
エイジスビジネスサポート株式会社	本社	韓国（ソウル特別市）
エイジスリサーチ・アンド・コンサルティング株式会社	本社	千葉県千葉市花見川区幕張町三丁目7727番1
艾捷是（上海）商務服務有限公司	本社	中国（上海市）
AJIS (MALAYSIA) SDN. BHD.	本社	マレーシア（セランゴール州）
愛捷是（広州）商務服務有限公司	本社	中国（広州市）
愛捷是（北京）商務服務有限公司	本社	中国（北京市）
AJIS (HONG KONG) CO., LIMITED	本社	中国（香港特別行政区）
AJIS (THAILAND) CO., LIMITED	本社	タイ（バンコク都）
AJIS (VIETNAM) CO., LIMITED	本社	ベトナム（ホーチミン市）
AJIS USA, INC.	本社	アメリカ合衆国（カリフォルニア州）
株式会社mitoriz	本社	東京都港区赤坂三丁目5番2号
AJIS RETAIL SOLUTIONS SINGAPORE PTE.LTD.	本社	シンガポール

(10) 従業員の状況 (2025年3月31日現在)

① 企業集団の従業員数

セグメントの名称	従業員数	前連結会計年度末比増減
リテイルサポート事業	374名 (4,435名)	37名減 (96名増)
マーケティング事業	184名 (545名)	66名増 (68名増)
国際事業	336名 (577名)	10名減 (29名増)
合 計	894名 (5,557名)	19名増 (193名増)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、嘱託従業員等は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 当連結会計年度よりセグメントの区分を変更したため、前連結会計年度末比増減については、前連結会計年度の数値を変更後のセグメントの区分に組み替えて比較しております。

② 当社の従業員数

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
313名 (2,248名)	20名増 (24名減)	44.3歳	14.2年

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、嘱託従業員等は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 従業員には使用人兼務役員は含まれておりません。
3. 従業員数は、当社から他社への出向社員を含まず、他社から当社への出向社員を含む就業人員であります。

(11) 主要な借入先の状況 (2025年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	126,160千円
株式会社千葉銀行	20,000千円
株式会社みずほ銀行	20,000千円

(注) 株式会社三菱UFJ銀行の借入額には、タイ国現地法人である「アユタヤ銀行」からの借入額も含まれております。

2 会社の株式に関する事項 (2025年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 28,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 8,433,764株 (自己株式数2,337,436株を除く。)
- (3) 株主数 5,475名
- (4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
有限会社斉藤ホールディングス	1,883千株	22.3%
齋 藤 昭 生	1,015千株	12.0%
株式会社UH Partners 2	632千株	7.5%
光通信株式会社	627千株	7.4%
齋 藤 茂 男	407千株	4.8%
小 林 美保子	383千株	4.5%
齋 藤 泰 範	255千株	3.0%
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND	240千株	2.9%
株式会社UH Partners 3	217千株	2.6%
BNYM AS AGT/CLTS NON TREATY JASDEC	194千株	2.3%

(注) 1. 当社は、自己株式を2,337,436株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役 (社外取締役を除く)	3,872株	4名
社外取締役	—	—
監査役	—	—

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告「3.(4)当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額」に記載しております。

3 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等 (2025年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	福 田 久 也	大連愛捷是科技有限公司董事長
専務取締役	高 橋 一 人	国際事業本部長 AJIS USA, INC. President
常務取締役	山 根 洋 行	国内事業本部長
取締役	原 田 光 幸	コーポレート本部長 エイジスリテイルサポート研究所株式会社代表取締役社長
取締役	鈴 木 政 士	株式会社ジャックス社外取締役
取締役	赤 津 恵美子	株式会社フューチャー・ミー代表取締役社長
常勤監査役	西 岡 博 之	
監査役	野 間 自 子	三宅坂総合法律事務所パートナー 株式会社いよざんホールディングス社外取締役 (監査等委員) アクシスコンサルティング株式会社社外取締役 (監査等委員)
監査役	池 田 知 行	ちばざんカード株式会社取締役会長

- (注) 1. 取締役鈴木政士および赤津恵美子の両氏は、社外取締役であります。
2. 監査役野間自子および池田知行の両氏は、社外監査役であります。
3. 監査役池田知行氏は、金融機関において支店長等を歴任するなど、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は、取締役鈴木政士、赤津恵美子および監査役野間自子、池田知行の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 当事業年度末日後の取締役および監査役の地位および担当等の異動は、次のとおりであります。

氏名	異動前	異動後	異動年月日
高橋 一人	専務取締役国際事業本部長	専務取締役 (管掌：国際事業本部) エイジスマーチャンダイジングサービス株式会社代表取締役社長	2025年4月1日
山根 洋行	常務取締役国内事業本部長	常務取締役 (管掌：グループ営業本部・国内棚卸事業本部)	2025年4月1日
原田 光幸	取締役コーポレート本部長	取締役 (管掌：コーポレート本部)	2025年4月1日
野間 自子	監査役 三宅坂総合法律事務所パートナー 株式会社いよざんホールディングス社外取締役(監査等委員) アクシスコンサルティング株式会社社外取締役(監査等委員)	監査役 三宅坂総合法律事務所パートナー 株式会社いよざんホールディングス社外取締役(監査等委員) アクシスコンサルティング株式会社社外取締役(監査等委員) 松竹株式会社社外取締役	2025年5月27日

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役鈴木政士氏、赤津恵美子氏および社外監査役野間自子氏、池田知行氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額を限度としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、当社および当社の子会社の取締役、監査役および執行役員等を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、保険料については当社が全額負担しております。

当該保険契約は、被保険者の損害賠償請求対象費用等を当該保険契約によって填補することとしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者による背信行為もしくは犯罪行為または故意による法令違反等に起因する損害の場合には填補の対象としないこととしております。

(4) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2019年6月20日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。また、取締役会は当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、取締役会で決議された決定方針に従い適正に評価し決定したことから、当決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は、次のとおりです。

イ. 役員報酬の基本方針

- ・ 役員の役割や責任に応じた報酬体系とし、透明性と公正性を確保します。
- ・ 業務執行取締役の報酬は、業績向上への意欲を高め、中長期的な企業価値向上に資する報酬体系とし、ステークホルダーと利益を共有するものとします。
- ・ 報酬方針・報酬制度・個人別の報酬決定については、客観性・透明性を確保するプロセスを経るものとします。

ロ. 基本報酬と変動報酬等に関する事項

【取締役（社外取締役を除く）の報酬】

- ・ 取締役（社外取締役を除く）の報酬は、金銭報酬（基本報酬と変動報酬）と非金銭報酬（株式報酬）により構成します。
- ・ 基本報酬は、役位毎に設定した固定報酬です。
- ・ 変動報酬は、年額報酬（金銭報酬と非金銭報酬を含む）の約2割を基準とし、会社の営業成績等に応じて変動するものとし、役位および職責に応じた報酬テーブルを定め、全社業績、担当業績および経営施策の実行等の個人業績に対する達成度に基づき支給額を決定します。
- ・ 株式報酬は、年額報酬（金銭報酬と非金銭報酬を含む）の約1割を基準とした固定報酬とし、譲渡制限付株式として付与します。

（役員報酬構成）

金銭報酬		非金銭報酬
基本報酬	変動報酬	譲渡制限付株式報酬
70%程度	20%程度	10%程度

【社外取締役の報酬】

- ・ 社外取締役の報酬は、業務執行から独立した立場で経営の監督・助言を行うという観点から、固定報酬とします。

【監査役の報酬】

- ・ 監査役の報酬は、独立性に配慮し、職責および常勤・非常勤に応じた固定報酬とします。

ハ. 報酬等の付与時期や条件に関する事項

- ・ 取締役の報酬は、株主総会で承認された総額の範囲内で、変動報酬を決定するための各取締役の評価を代表取締役社長が行い、その評価の妥当性について社外取締役との協議を経たうえで、取締役会にて決定します。
- ・ 株式報酬の払込金額に相当する報酬支給の決定および株式の割当の決定は、定時株主総会実施月の翌月の取締役会にて行います。
- ・ 株式の交付は割当を決定した取締役会の翌月に行います。
- ・ 監査役の報酬は、株主総会で承認された総額の範囲内で、監査役の協議に基づき決定します。

二. 非金銭報酬等に関する方針

取締役は当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブをより高めるとともに、株主の皆様とのより一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式（譲渡制限期間は譲渡制限付株式の交付日から当該対象取締役が当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を喪失する日までの期間としております。）を付与することとし、その付与数は役位に応じて決定するものとしております。

ホ. 役員報酬等に関する総会決議

取締役の金銭報酬限度額は、2007年6月28日開催の第30回定時株主総会において年額2億5千万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、11名です。

上記の報酬枠とは別枠で、取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式を付与するための報酬限度額を、2024年6月25日開催の第47回定時株主総会において年額2千5百万円以内（株式発行総数は年3万株以内）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は、4名です。

また、監査役の金銭報酬限度額は、2010年6月29日開催の第33回定時株主総会において年額4千5百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名です。

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額および対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる役員の 員数 (名)
		金銭報酬		非金銭報酬	
		基本報酬	変動報酬	譲渡制限付株式報酬	
取締役 (うち社外取締役)	127,956 (14,400)	96,100 (14,400)	18,790 (-)	13,066 (-)	6 (2)
監査役 (うち社外監査役)	22,800 (9,600)	22,800 (9,600)	- (-)	- (-)	3 (2)
合計 (うち社外役員)	150,756 (24,000)	118,900 (24,000)	18,790 (-)	13,066 (-)	9 (4)

- (注) 1. 基本報酬は役割・役位による固定となり、変動報酬にかかる業績指標は連結経常利益額、担当部門の業績指標（売上高・利益額・利益率等）、経営施策の実行等となります。当該指標を選択した理由は、経営上の目標達成状況を判断するための重要な指標であり、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるためであります。なお、当事業年度を含む売上高・経常利益の推移は、事業報告「1. (6)財産および損益の状況の推移」に記載のとおりです。
2. 変動報酬は、役位および職責による報酬テーブルを定め、全社業績、担当業績および個人業績の達成度に応じた報酬額を設定しております。

3. 非金銭報酬等の内容は当社の自己株式であり、割当の際の条件等は「二. 非金銭報酬等に関する方針」に記載のとおりです。また、当事業年度における交付株式数は取締役4名に対し3,872株になります。
4. 上記の非金銭報酬は、当事業年度に費用計上した額を記載しております。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

社外取締役赤津恵美子氏は、株式会社フューチャー・ミーの代表取締役社長であります。当社は当該株式会社との間には特別な関係はありません。

社外監査役野間白子氏は、三宅坂総合法律事務所のパートナーであります。当社は当該法律事務所との間には特別な関係はありません。

社外監査役池田知行氏は、ちばぎんカード株式会社の取締役会長であります。当社は当該株式会社との間には特別な関係はありません。

② 他の法人等の社外役員等としての重要な兼任の状況および当社と当該他の法人等との関係

社外取締役鈴木政士氏は、株式会社ジャックスの社外取締役であります。当社は株式会社ジャックスとの間には特別な関係はありません。

社外監査役野間白子氏は、株式会社いよぎんホールディングスの社外取締役（監査等委員）およびアクシスコンサルティング株式会社の社外取締役（監査等委員）であります。当社は株式会社いよぎんホールディングスおよびアクシスコンサルティング株式会社との間には特別な関係はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

氏名	地位	出席状況、発言状況および社外取締役に関期待される役割に関して行った職務の概要
鈴木 政 士	社外取締役	当事業年度に開催された取締役会17回の全てに出席し、主に経営に関する高い見識から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言および提言を行っております。特に麒麟ホールディングス株式会社等において長く企業経営の経験を有しており、企業経営者としての豊富な経験と幅広い知識に基づき、経営の監督と経営全般への助言など社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮しております。
赤 津 恵美子	社外取締役	当事業年度に開催された取締役会17回の全てに出席し、主に経営に関する高い見識から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言および提言を行っております。特に外資系・日系の大手企業で、主に人材・組織開発、ダイバーシティ&インクルージョンの推進の経験を有しており、企業経営者としての豊富な経験と幅広い知識に基づき、経営の監督と経営全般への助言など社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮しております。
野 間 自 子	社外監査役	当事業年度に開催された取締役会17回中16回に出席し、主に弁護士としての専門的見地から取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するために必要な意見を適宜述べております。 また当事業年度に開催された監査役会6回の全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
池 田 知 行	社外監査役	当事業年度に開催された取締役会17回の全てに出席し、主に出身分野である銀行業務を通じて培ってきた知識・見地から発言を行っております。 また当事業年度に開催された監査役会6回の全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

(注) 書面決議による取締役会の回数は除いております。

4 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

三優監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）
当社	44,850	—
連結子会社	—	—
非連結子会社	—	—
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	44,850	—

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 上記のほか、当社、連結子会社および非連結子会社の会計監査人と同一のネットワークに属する組織に対する報酬等の額については、当社および子会社において該当事項はありません。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、または、公認会計士法に違反・抵触する状況にある場合には、監査役全員の同意により解任します。さらに、会計監査人の職務の遂行に関する事項について、適正に実施されることを確保できないと認められる場合等には、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人三優監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額を限度としております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	21,792,339
現金及び預金	15,972,506
受取手形、売掛金及び契約資産	5,102,669
有価証券	299,764
貯蔵品	33,956
その他	383,442
固定資産	8,939,459
有形固定資産	1,781,243
建物及び構築物	289,698
工具、器具及び備品	214,344
土地	1,276,014
その他	1,185
無形固定資産	3,385,561
のれん	1,433,012
顧客関連資産	482,496
その他	1,470,052
投資その他の資産	3,772,654
投資有価証券	3,284,278
繰延税金資産	220,251
その他	268,125
資産合計	30,731,799

科目	金額
負債の部	
流動負債	5,461,451
短期借入金	170,301
未払金	2,895,128
未払法人税等	692,175
未払消費税等	587,749
賞与引当金	546,576
役員賞与引当金	6,024
その他	563,495
固定負債	186,647
退職給付に係る負債	8,607
繰延税金負債	166,895
その他	11,144
負債合計	5,648,099
純資産の部	
株主資本	24,672,685
資本金	475,000
資本剰余金	479,301
利益剰余金	27,415,611
自己株式	△3,697,227
その他の包括利益累計額	357,075
その他有価証券評価差額金	123,446
為替換算調整勘定	233,629
非支配株主持分	53,939
純資産合計	25,083,700
負債純資産合計	30,731,799

(記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。)

連結損益計算書

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高	33,960,587	
売上原価	25,248,238	
売上総利益	8,712,349	
販売費及び一般管理費	5,680,116	
営業利益	3,032,232	
営業外収益		
受取利息	67,216	
受取配当金	6,099	
受取賃貸料	26,181	
業務受託料	18,657	
物品売却益	662	
その他	32,209	151,026
営業外費用		
支払利息	5,160	
賃貸費用	12,456	
業務受託費用	17,724	
為替差損	888	
貸倒引当金繰入額	4,000	
その他	8,626	48,856
経常利益	3,134,403	
特別利益		
固定資産売却益	3,772	
資産除去債務取崩益	25,944	
その他	72	29,788
特別損失		
固定資産除却損	25,944	
投資有価証券評価損	9,500	
関係会社株式評価損	1,828	
出資金評価損	5,084	42,357
税金等調整前当期純利益	3,121,834	
法人税、住民税及び事業税	1,103,015	
法人税等調整額	△91,613	1,011,402
当期純利益	2,110,432	
非支配株主に帰属する当期純利益	5,824	
親会社株主に帰属する当期純利益	2,104,607	

(記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。)

計算書類

貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	15,208,498
現金及び預金	12,380,398
受取手形及び売掛金	2,212,272
有価証券	299,764
貯蔵品	22,088
その他	293,974
固定資産	11,038,560
有形固定資産	1,708,068
建物	275,055
構築物	3,229
車両運搬具	1,185
工具、器具及び備品	152,582
土地	1,276,014
無形固定資産	1,363,411
ソフトウェア	356,357
その他	1,007,054
投資その他の資産	7,967,079
投資有価証券	3,284,278
関係会社株式	4,435,141
関係会社長期貸付金	166,000
繰延税金資産	142,471
その他	105,188
貸倒引当金	△166,000
資産合計	26,247,058

科目	金額
負債の部	
流動負債	3,122,951
短期借入金	60,000
未払金	1,513,224
未払法人税等	501,670
未払消費税等	248,977
賞与引当金	318,203
その他	480,875
固定負債	675
その他	675
負債合計	3,123,626
純資産の部	
株主資本	22,999,985
資本金	475,000
資本剰余金	521,841
資本準備金	489,480
その他資本剰余金	32,361
利益剰余金	25,700,371
利益準備金	63,500
その他利益剰余金	25,636,871
別途積立金	6,260,000
繰越利益剰余金	19,376,871
自己株式	△3,697,227
評価・換算差額等	123,446
その他有価証券評価差額金	123,446
純資産合計	23,123,432
負債純資産合計	26,247,058

(記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。)

損益計算書（2024年4月1日から2025年3月31日まで）

(単位：千円)

科目	金額	
売上高	16,346,113	
売上原価	10,679,688	
売上総利益	5,666,424	
販売費及び一般管理費	3,383,370	
営業利益	2,283,054	
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	2,152,835	
受取賃貸料	65,408	
業務受託料	156,733	
物品売却益	1,148	
貸倒引当金戻入益	13,500	
その他	24,307	2,413,933
営業外費用		
支払利息	494	
賃貸費用	41,254	
業務受託費用	148,896	
その他	5,561	196,207
経常利益	4,500,779	
特別利益		
固定資産売却益	3,772	
関係会社株式売却益	175,947	
資産除去債務取崩益	25,944	
その他	72	205,735
特別損失		
固定資産除却損	22,429	
投資有価証券売却損	9,500	
関係会社株式評価損	96,460	
出資金評価損	3,742	132,133
税引前当期純利益	4,574,382	
法人税、住民税及び事業税	790,613	
法人税等調整額	△52,665	737,948
当期純利益	3,836,434	

(記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。)

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月13日

株式会社エイジス
取締役会 御中

三優監査法人 東京事務所 指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	鳥 井 仁
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	井 上 道 明

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社エイジスの2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エイジス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月13日

株式会社エイジス
取締役会 御中

三優監査法人 東京事務所 指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	鳥 井 仁
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	井 上 道 明

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社エイジスの2024年4月1日から2025年3月31日までの第48期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第48期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査の計画、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、監査の計画、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、定期的にグループ会社監査役連絡会を開催して事業の報告を受けました。内部監査については、内部監査室より監査計画の説明を受け、実施した監査の結果については報告を受け、必要に応じて内部監査室と合同で監査を実施し、その事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。さらに、財務会計部から会計監査人の職務の執行状況について報告聴取するとともに、会計監査人とは監査レビュー報告会などを通じて意見交換及び情報交換のディスカッションの場を持ち連携を図りました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実とは認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月14日

株式会社エイジス 監査役会

常 勤 監 査 役

監 査 役
(社外監査役)

監 査 役
(社外監査役)

西岡 博之

野間 自子

池田 知行

以 上

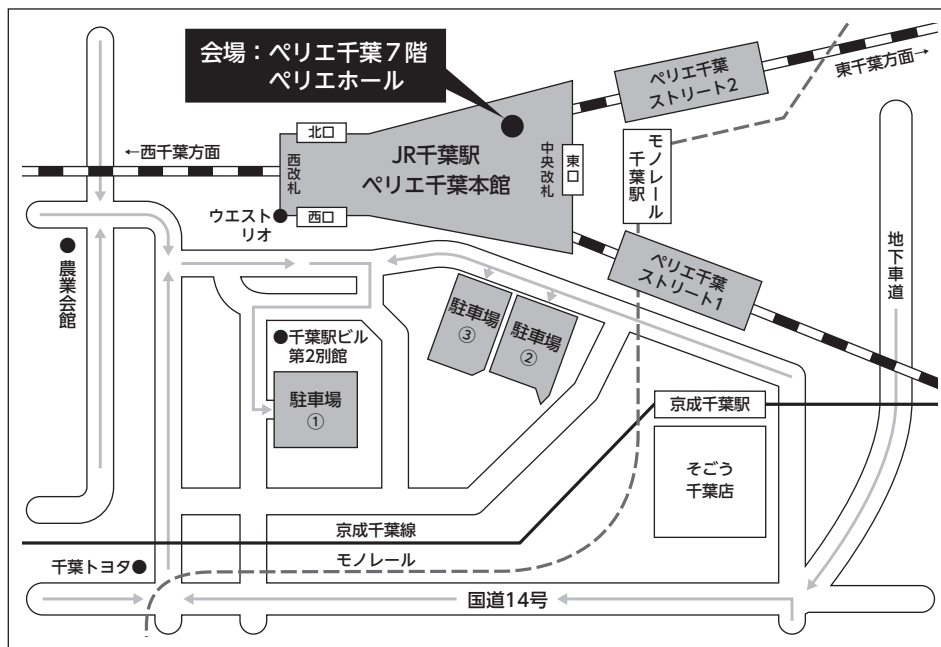
定時株主総会会場ご案内図

会場

千葉県千葉市中央区新千葉一丁目1番1号
ペリエ千葉 7階 ペリエホール Room B

交通

J R千葉駅東口 | 直結
京成千葉駅 | 徒歩1分
モノレール千葉駅 | 徒歩1分



- 駐車場のご案内
- ①ペリエ立体駐車場
 - ②タイムズ ペリエ千葉提携駐車場
 - ③タイムズ ペリエ千葉提携第2駐車場

※公共交通機関でのご来場をお願いいたします。お車でのご来場となる株主様につきましては、駐車券は当日、当社株主総会受付までご相談ください。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。